

政令第 号

小規模企業共済法施行令の一部を改正する政令

内閣は、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第二条第一項第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

小規模企業共済法施行令（昭和四十年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「企業組合であつて、その事業に従事する組合員の数が二十人以下のもの及び協業組合であつて、常時使用する従業員の数が二十人以下のもの」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 企業組合であつて、その事業に従事する組合員の数が二十人以下のもの
- 二 協業組合であつて、常時使用する従業員の数が二十人以下のもの
- 三 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十二条の八第一項第二号の事業を行う農事組合法人であつて、常時使用する従業員の数が二十人以下のもの

附 則

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

理由

農業の経営を行う農事組合法人の役員を小規模企業共済の契約を締結できる者として追加する必要があるからである。